平成２９年（フ）第６８６号
埼玉県川口市大字石神1190番地の５
債務者　糸谷　　永
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１３号
埼玉県久喜市上清久930、住民票上の住所埼玉県久喜市北青柳1385番地２　ケアハウス鶴寿の里
債務者　神原　和子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７１９号
さいたま市見沼区大字南中野258番地２
債務者　小熊　康弘
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２４号
埼玉県川口市大字木曽呂385番地の１　コーポ園Ｂ103号
債務者　齋藤清十郎
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７９３号
埼玉県新座市畑中１丁目10番57―815号
債務者　成田一美こと　李　　東玉
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１２号
埼玉県上尾市浅間台２丁目25番地42　パルテノン203、旧住所埼玉県上尾市西宮下４丁目233番地４
債務者　星野　元宏
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
埼玉県八潮市緑町３丁目１番地64　小川方
債務者　須山　直子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
埼玉県八潮市大字西袋1470番地１　金子コーポ203
債務者　中里アヤ子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１８号
埼玉県ふじみ野市亀久保2196番地　メディカルホームふじみ野Ｂ棟208号室
債務者　加藤　翠子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３７７号
埼玉県所沢市緑町４丁目４番13―405号　サンフラワー
債務者　加藤　正広
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７６号
埼玉県深谷市人見861番地　ウェルネステラス深谷
債務者　北川　睦子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８０号
埼玉県深谷市萱場394番地２　伊藤ハイツ207号、旧住所埼玉県深谷市西島町１丁目２番７号　トレビアン深谷502号
債務者　湯瀬　裕一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１５５号
千葉県八街市文違104番地３
債務者　宮澤　明浩
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９４３号
名古屋市西区城北町３丁目20番地の４
債務者　田村　　徹
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６３号
愛知県春日井市中切町50番地１　レオパレスエスポワール102号室、従前の住所愛知県春日井市大和通２丁目16番地　カインドネス春日井
債務者　東　　真也
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７５号
京都市下京区西七条西久保町60番地
債務者　鈴木　美雅
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
京都市西京区大枝南福西町１丁目１番地　45棟205号
債務者　佐瀬　光枝
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係